

向日町競輪場再整備・運営事業
優先交渉権者選定基準

令和 7 年 5 月

京都府

目 次

1	本書の位置づけ	1
2	優先交渉権者選定の基本的な考え方	1
3	審査の流れ	2
4	参加資格確認.....	3
5	提案審査	3
6	優先交渉権者の選定	5

1 本書の位置づけ

本書は、京都府（以下「府」という。）が「向日町競輪場再整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定するための基準を定めるものである。

2 優先交渉権者選定の基本的な考え方

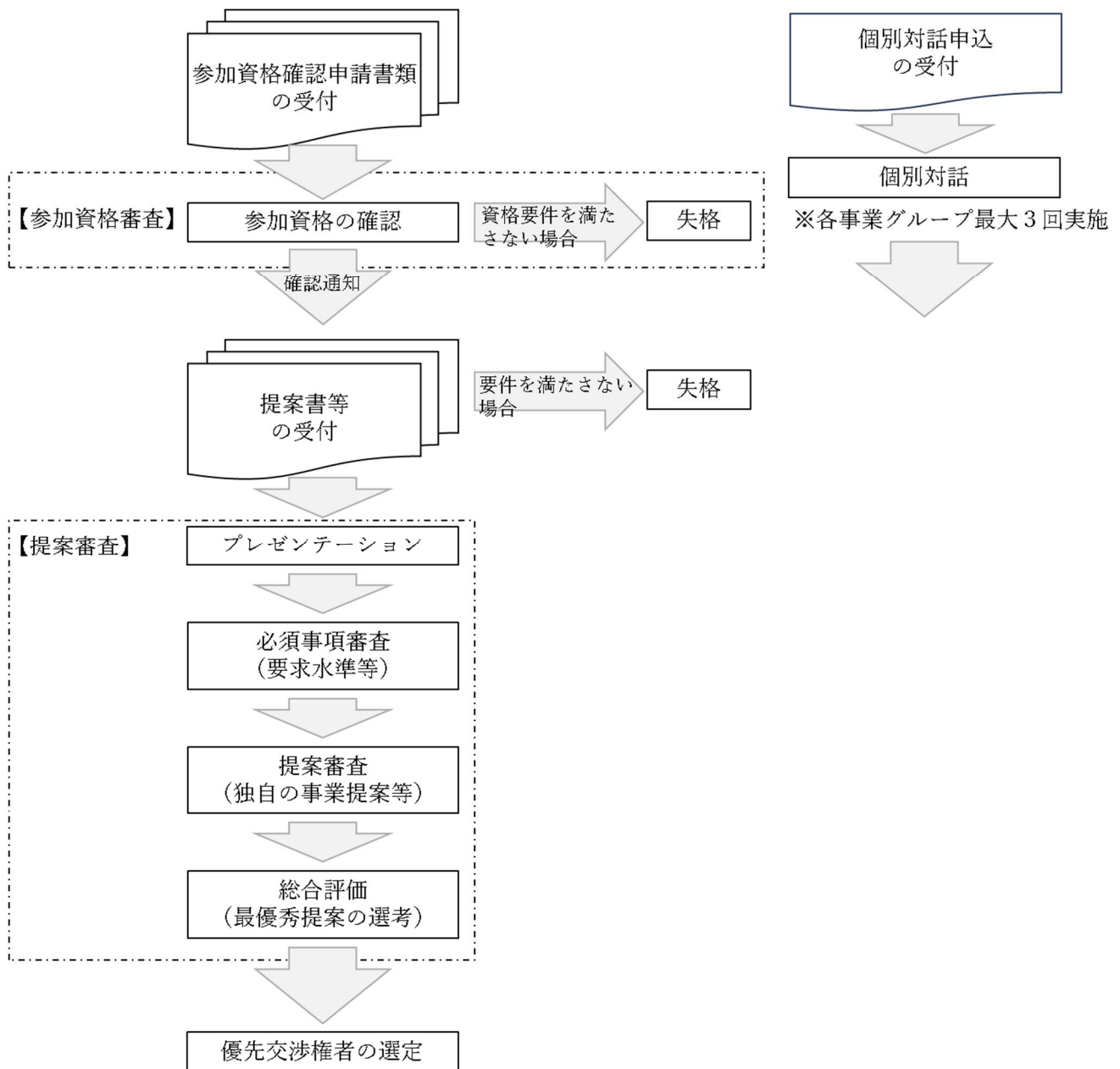
優先交渉権者の選定に当たっては、提案事業者からの企画提案及び価格に対する評価を総合的に審査し、本選定基準に定めた方法により算出された総合評価点の高い者から順に契約交渉権を付与するものとする。

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で行う。参加資格審査においては、提出された参加資格確認申請関係書類を府が確認し、参加資格を有することが確認された者（以下「参加資格保有者」という。）に対して企画提案書等の提出を求めるものとする。

外部有識者で構成する「向日町競輪場再整備・運営事業プロポーザル選定に関する意見聴取会議」（以下「意見聴取会議」という。）で企画提案書について評価を行い、外部有識者の評価結果に基づき、評価点が最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次順位交渉権者として決定する。

なお、提案参加者の構成員等が、上記の外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合、提案参加者は失格とする。

3 審査の流れ



4 参加資格確認

参加資格確認は、応募者が本事業の実施を担う民間事業者として適正な資格と必要な能力を有することを確認するものであり、募集要項等に定める参加資格要件の有無について確認する。

府は、応募者が提出した参加資格確認申請書及び提出書類について、資料作成の不備の有無及び募集要項等に定める参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び参加資格要件が無いと認められる者を失格とする。

5 提案審査

提案審査は、優先交渉権者を選定するために応募者が提出した企画提案書を審査するものであり、意見聴取会議が企画提案の評価基準（別表）に基づいて評価する。

提案審査の手順は次のとおりである。

ア 企画提案書の内容確認

参加資格保有者から提出された企画提案書等の内容を確認し、書類の不備や、明らかに要求水準を満たしていないことが確認された場合には、当該参加資格保有者を失格とする。

なお、企画提案書等に疑義がある場合には、参加資格保有者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

イ 企画提案書の評価

①企画提案の位置づけ

参加資格保有者の提出した企画提案は、本事業の実施に関する契約（以下「契約等」という。）にその内容が反映されるとともに、本事業の実施を担う民間事業者（以下「事業者」という。）はこれを履行しなければならないものとする。また、府が企画提案の内容について確認するために行った質問に対して回答した内容についても同様とする。

なお、企画提案の内容審査において、企画提案の内容が要求水準書に示された要求水準以上であると評価された提案内容については、当該提案内容に基づいて達成される水準その他の事項を契約等締結時における要求水準とする。

②企画提案の評価方法

企画提案の評価については、企画提案の評価基準（別表）に基づいて評価する。

表 1. 企画提案評価項目

評 価 項 目	配 点
全体の評価	100 点
事業管理業務	80 点
施設整備業務	200 点

競輪場維持・管理及び運営業務	200 点
業務実施面	20 点
府内企業	※ 100 点
価格点	※ 300 点
合計	1000 点

※客観指標に基づき算出

企画提案の評価にあたっては、文章による提案を評価することを原則とし、企画提案として提示を求める図面又はイメージ図等（以下「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性、現実性及び各記載事項間での矛盾の有無を判断又は確認するための捕捉資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

表 2. 5 段階の評価内容と点数化の方法

評価	評価内容	得点化方法
A	要求水準を大きく超える創意工夫が見られ、かつ内容が特に優れている。	配点×1.00
B	要求水準を超える創意工夫が見られ、かつ内容が優れている。	配点×0.80
C	要求水準を超える創意工夫が見られる。	配点×0.60
D	要求水準を超える創意工夫があまり見られない。	配点×0.40
E	要求水準を最低限満たしている程度。	配点×0.20

ウ 価格の評価

参加資格保有者から提案された価格について、募集要項「2. 事業の概要」の内容が正確に反映されているかを確認したうえで価格点を算出する。

価格点は、企画提案書における整備の対価と、運営の対価について、次の算式により換算し、得点を付与する。

また、得点化の際の有効桁数は小数点以下第 2 位とし、小数点以下第 3 位を四捨五入する。

整備の対価に関する価格点

$$= \text{整備の対価の配点 (100 点)} \times (\text{施設整備費の総額についての、参加資格保有者中の最低価格} / \text{当該参加資格保有者の同価格})$$

運営の対価に関する価格点

(1) 本場開催経費

$$= \text{本場開催経費の配点 (100 点)} \times (\text{参加資格保有者中の最低委託料率} / \text{当該参加資格保有者の同料率})$$

(2) 場外販売経費 (X = 各レースグレード別の配点で計 60 点)

$$= \text{場外販売経費の配点 (X 点)} \times (\text{レースグレード別の参加資格保有者中の最低委託料率} / \text{当該参加資格保有者の同料率})$$

(3) 整備期間中の維持管理・運営委託料

$$= \text{整備期間中の維持管理・運営委託料の配点 (15 点)} \times \left(\frac{\text{参加資格保有者中の最低金額}}{\text{当該参加資格保有者の同金額}} \right)$$

(4) 最低収益保証の額

$$= \text{最低収益保証額の配点 (25 点)} \times \left(\frac{\text{当該参加資格保有者の同金額}}{\text{当該参加資格保有者中の最高金額}} \right)$$

6 優先交渉権者の選定

優先交渉権者については、失格者を除いた者のうち、総合評価点の最も高い者を候補者とする。

なお、最高点の者が複数の場合は、価格点の最も高い者を優先交渉権者とし、価格点も同点の場合については、当該業者から客観的評価項目のうち価格点のみを再提案させ、金額等が最も安価な者を候補者とする。

また、適切な提案がない場合（総合評価点の得点率が 60%未満）には、事業予定者として選定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続を中止する。

意見聴取会議においては、募集要領及び評価基準に基づき提案の評価が行われ、事業予定者が選定されていることを審査し、優先交渉権者を選定する。

総合評価点	=	企画提案評価点	+	価格点
1,000 点満点	=	700 点満点	+	300 点満点